

1 背景

特定個人情報保護評価とは、個人情報の管理などのマイナンバー制度に関する懸念を踏まえた制度上の保護措置のひとつであり、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆さまからの信頼の確保を目的としております。このため、評価の実施にあたり、実施機関たる本市が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、係るリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを評価書において宣言することとなっております。

また、評価の実施時期につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によって定められており、その規定の1つに「重要な変更がある場合はその都度再評価を行う」こととなっております。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）では、令和7年度中までに、政令で定める事務について、地方公共団体にガバメントクラウドを活用して、標準準拠システムを利用することを努力義務として規定しており、松戸市では、まず住民記録関連システムを令和7年1月に移行する計画となっております。本移行作業が重要な変更該当するため、この度、「特定個人情報保護評価 住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（案）」について、市民の皆様のご意見を募集します。

2 「特定個人情報保護評価書」の再評価の概要

2.1 「特定個人情報保護評価書」の構成

項目	概要	ページ
I 基本情報	対象となる事務や、使用するシステムの概要説明	3
II 特定個人情報ファイルの概要	記録される項目、入手方法・時期、業務委託内容、情報提供先	10
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	目的外入手や情報の正確性など、想定されるリスクとその対策	30
IV その他のリスク対策	自己点検、監査、研修等について説明	56
V 開示請求、問合せ	請求先、問合せ先の明示	57
VI 評価実施手続	評価実施日、実施方法など	58

2.2 伴う主な変更箇所

項目	概要	ページ
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」欄の委託事項 2 について、委託内容に「ガバメントクラウドへのシステム構築・データ移行作業」を加えました。	13
	「6. 特定個人情報の保管・消去」欄に、＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記しました。	18、19
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	「7. 特定個人情報の保管・消去」欄に、＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記しました。	38、39
Ⅳ その他のリスク対策	「1. 監査」に、＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記しました。	56

※＜ガバメントクラウドにおける措置＞は、デジタル庁が示した記載例に沿って記載しています。

3 主な変更箇所における用語集

項番	ページ	記載箇所	用語	説明
1	18 19 38 56	Ⅱ-6. ①保管場所 Ⅱ-6. ②消去方法 Ⅲ-7. ⑥技術的対策 Ⅳ-1. ②監査 Ⅳ-3. その他のリスク対策	ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービスの利用環境です。
2	18 56	Ⅱ-6. ①保管場所 Ⅳ-1. ②監査	ISMAP	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度です。
3	18	Ⅱ-6. ①保管場所	ISO/IEC27017	クラウドサービスに関する情報セキュリティ管理策のガイドライン規格です。
4	18	Ⅱ-6. ①保管場所	ISO/IEC27018	クラウドサービス上での個人情報保護に関する国際規格です。
5	19	Ⅱ-6. ②消去方法	HDD	ハードディスクの略称であり、データの記憶装置の1つです。
6	19	Ⅱ-6. ②消去方法	SSD	ソリッド・ステート・ドライブの略称であり、データの記憶装置の1つです。
7	19	Ⅱ-6. ②消去方法	NIST 800-88	2006 年に米国国立標準技術研究所 (NIST) が発行した媒体のデータ抹消処理、廃棄に関するガイドラインです。

項番	ページ	記載箇所	用語	説明
8	19	Ⅱ-6. ②消去方法	ISO/IEC27001	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格です。情報の機密性・完全性・可用性の3つをバランスよくマネジメントし、情報を有効活用するための組織の枠組みを示しています。
9	38 56	Ⅲ-7. ⑥技術的対策 Ⅳ-3. その他のリスク対策	ASP	Application Service Provider の略称であり、インターネットを経由してソフトウェアを利用できる仕組みです。
10	38	Ⅲ-7. ⑥技術的対策	DDos 対策	ウェブサイトやサーバーに対して過剰なアクセスやデータを送付するサイバー攻撃（Ddos 攻撃）に対する対策になります。
11	38	Ⅲ-7. ⑥技術的対策	ミドルウェア	OS（オペレーティングシステムの略称）とアプリケーションの間に入って、両者の役割を補佐するソフトウェアです。
12	38	Ⅲ-7. ⑥技術的対策	セキュリティパッチ	OS、アプリケーション、ソフトウェアなどの脆弱性を修正するために、利用者へ定期的に配布するプログラムのことです。
13	56	Ⅳ-1. ②監査	ISMAP 監査機関リスト	ISMAP 運営委員会が審査を実施し、登録が認められた監査機関のリストです。 なお、ISMAP 運営委員会は、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に関する各種規定等を決定し、制度を運用する組織です。

項番	ページ	記載箇所	用語	説明
14	56	IV-3. その他のリスク対策	ガバメントクラウド運用管理補助者	ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理の補助を行う事業者です。地方公共団体は、事業者と「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結し、ガバメントクラウド個別領域利用権限の一部又は全部を当該事業者に付与し、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理の補助を委託することができます。 なお、ガバメントクラウド個別領域とは、デジタル庁が、地方公共団体に対しクラウドサービスを利用する権限を付与することで、それぞれの地方公共団体が利用できる範囲を言います。